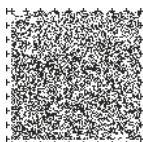


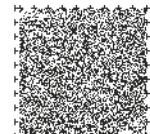
# 身体障害者障害程度等級表(身体)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	両眼の視力（万国式試視力表によつて測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

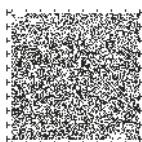


## 障害者福祉法施行規則別表第5号)

		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 若しくは肝臓の機能の障害						
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直 腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの



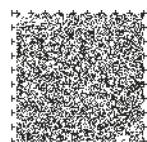
級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1両上肢のおや指の機能の著しい障害 2一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3一上肢のおや指を欠くもの 4一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの  2一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	1両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの)			1一上肢のおや指の機能の著しい障害 2ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1一下肢をリストラン関節以上で欠くもの 2一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1一上肢の機能の軽度の障害 2一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3一上肢の手指の機能の軽度の障害 4ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2一下肢の機能の軽度の障害 3一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4一下肢のすべての指を欠くもの 5一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						



心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫  
若しくは肝臓の機能の障害

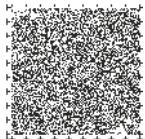
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直 腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るものの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るものの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

該当等級とする。



## 知的障害者判定基準表

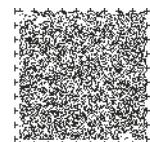
区分	判定内容
1度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2度（重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3度（中度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの
4度（軽度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
程度不明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする
非該当	前各号に該当しないと判定したときは「非該当」とする
備考	総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。



## 知的障害（愛の手帳）判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

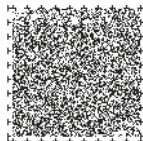
項目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指數について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 50～75
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない。



## 知的障害（愛の手帳）判定基準表

(6歳 就学後～17歳 児童)

項目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指數について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 50～75
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常生活	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいしたものではないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

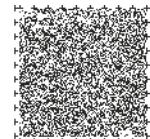


## 知的障害（愛の手帳）判定基準表

(18歳以上 成人)

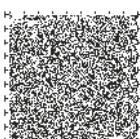
項目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指數について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 20~34	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 35~49	知能指数及びそれに該当する指數がおおむね 50~75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。	テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、ときに助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的な社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常生活	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいしたものではないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

障害等級表

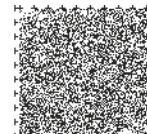


## 精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<p>1 統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</p> <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<p>1 統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあっては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は援助なしにはできない。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</p> <p>6 身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</p> <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

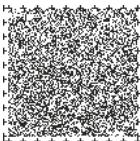


3級 (精神障害であつて、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	<p>1 統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</p> <p>3 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあっては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあっては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</p> <p>6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</p> <p>7 発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1～7に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</p> <p>3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。</p> <p>5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいはず不安定である。</p> <p>6 身辺の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</p> <p>7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいらず援助を必要とする。</p> <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 障害程度別対象事業一覧

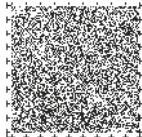
区分	ページ	事業	身体障害者手帳								
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級
医療	13	心身障害者医療費助成（マル障）	△	△					△		
	13	自立支援医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	14	在宅重症心身障害児（者）訪問事業									
	14	難病医療費等助成									
	15	小児慢性特定疾病医療費助成									
	15	小児精神病医療費助成									
	16	養育医療の医療費助成									
	16	結核医療費の公費負担									
	16	療育給付									
	17	大気汚染医療費助成									
	17	光化学スモッグ健康障害者の医療費助成									
	17	原爆被爆者医療の給付事務									
	17	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成									
	18	肝がん・重度肝硬変医療費助成									
	18	人工透析にかかる医療費助成（再掲）									
	18	後期高齢者医療制度	○	○	○				○	○	
	19	ひとり親家庭等医療費の助成	△	△	△				△	△	
手当	20	国 特別障害者手当	△	△					△		
	20	国 障害児福祉手当	△	△					△		
	21	国 福祉手当（経過措置）							現受給者のみ対象		
	21	都 重度心身障害者手当									
	21	都・市 心身障害者（児）福祉手当	△	△	△	△			△	△	△
	22	市 指定疾病者福祉手当									
	22	国 特別児童扶養手当	△	△	△				△	△	
	22	国 児童扶養手当	△	△	△				△	△	
	23	都 児童育成手当（育成手当）	△	△					△		
	23	都 児童育成手当（障害手当）	△	△					△		
年金など	28	国 障害基礎年金（国民年金）	△	△	△				△	△	
	29	国 特別障害給付金	△	△	△				△	△	
	29	国 障害厚生年金・障害手当金	△	△	△	△			△	△	△
	30	都 心身障害者扶養共済制度	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	30	市 原爆被爆者援護金									
障害福祉サービス・ 障害児通所支援	31	障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	サービス等利用計画・障害児支援利用計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	障害児通所支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	33	在宅障害者（児）ショートステイ事業									
	34	東京都在宅難病患者一時入院事業									
	34	都 重度脳性麻痺者介護事業									
	35	重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△
障害等級表 補装具費・ 日常生活用具	36	補装具の購入等	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	36	日常生活用具等の給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	44	市 心身障害者（児）のおむつの給付									
	44	中等度難聴児補聴器購入費助成									
	45	盲人用具の販売あっせん	○	○	○	○	○	○			





# 障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳								
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害		
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級
日常生活の支援	46	身体障害者福祉電話使用料助成	△	△					△		
	46	電話設置時等優遇措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46	心身障害者寝具乾燥サービス	△	△					△		
	47	重度身体障害者入浴サービス									
	47	在宅心身障害者（児）理髪サービス									
	47	身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ機能回復受術券									
	48	スモン患者に対するはり等施術費の助成									
	48	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	49	特別児童扶養手当受給世帯水道・下水道料金の基本料金免除	特別児童扶養手当受給世帯								
	49	低所得障害者世帯下水道使用料の基本料金免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	50	ごみ処理に関する減免	△	△					△		
	50	郵便料金の減免	郵便物の内容や差出人、宛先に一定の要件あり								
	51	NTTの無料番号案内「ふれあい案内」	○	○	○	○	○	○			
	52	携帯電話料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	52	補助犬の給付	△						△		
	52	在宅福祉助け合い事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	53	成年後見制度に係る報酬費用の助成									
	54	ヘルプカードの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54	重度身体障害者救急通報システム	△	△					△		
	54	障害のある方のための防災ハンドブック	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54	避難行動要支援者対策事業	△	△							
	55	重度障害者家具転倒防止器具の支給	△	△					△		
	55	交通灾害共済会費の免除	○	○	○				○	○	
日常生活の支援	56	心身障害者住宅費助成	△	△	△	△			△	△	△
	56	都営住宅入居申込の優遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	57	都営住宅使用料の特別減額	△	△					△		
	58	市営住宅の障害者（児）世帯割当	○	○	○	○			○	○	○
	58	点字による即時情報ネットワーク事業	○	○	○	○	○	○			
	59	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	○	○	○	○	○	○			
	59	広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）	○	○	○	○	○	○			
	59	都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）	○	○	○	○	○	○			
	59	市 声の市広報	○	○	○	○	○	○			
	60	市 声の市議会だより	○	○	○	○	○	○			
	60	点字録音刊行物作成配布事業	○	○	○	○	○	○			
	60	点字図書館	○	○	○	○	○	○			
	61	手話通訳者の派遣							○	○	○
	61	要約筆記者の派遣							○	○	○
	62	遠隔手話通訳サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	62	聴覚障害者情報提供施設							○	○	○
	62	コミュニケーション機器の貸出							○	○	○
	63	府中市立中央図書館ハンディキャップサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	63	東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	64	心身障害者（児）休養事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	65	都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用（一部割引）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	65	市公共施設等の利用料減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	67	郵便等による不在者投票									
	68	代理記載制度による投票	△								





# 障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳									
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害			
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	
外出の際に	69	J R・私鉄等運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	69	航空運賃の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	69	民営バスの割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	70	都営交通の無料バス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	71	タクシーの障害者割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	72	福祉タクシー利用券の交付	△	△					△			
	73	心身障害者ガソリン等費用助成	△	△	△	△			△	△	△	
	73	有料道路通行料金割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	74	心身障害者自動車運転教習費助成							△	△		
	74	身体障害者自動車改造費助成										
	75	駐車禁止等除外標章の交付	○	○	○	△			○	○		
	76	高齢運転者等専用駐車区間制度							△	△	△	
	77	心身障害者自転車駐車場利用料の助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	77	車いすの貸出							一時的に車いすを必要とする方			
	77	福祉有償運送事業										
	78	車いす利用者のためのハンディキャップの貸出し										
子ども	80	障害児通所支援										
	80	すくすく保育（障害児保育）							要件を満たす方			
	80	医療的ケア児保育							要件を満たす方			
	81	学童クラブ（要加配児）							要件を満たす方			
	81	ちゅうファイルの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
講習会	82	市 点字講習会（中途視覚障害者対象）	△	△	△	△	△	△				
	82	点字の講習	○	○	○	○	○	○				
	82	視覚障害者のための生活講習会など	○	○	○	○	○	○				
	83	聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）のための講習会							△	△	△	
	83	市 点字講習会（初級・中級）										
	84	点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成										
	84	朗読奉仕員指導者の養成										
	84	市 手話講習会										
社会活動と	84	手話通訳者等の養成										
	85	要約筆記者の養成										
	87	就労移行支援・就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	87	東京障害者職業能力開発校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	89	(公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課							事業毎に定める対象			
軽減の	90	I T 技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）										
	90	生活福祉資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	94	所得税・市民税の所得控除・市民税の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	95	その他の税の減免等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	96	自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免	○	○	○	△			○	○		

